

No. 128(2012/ 11)

Apple v. Samsung 紛争第1弾判決
[メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作方法事件]
(東京地裁平成24年8月31日)

弁護士 岩原将文

1. 事案の概要

「iPhone」、「iPad」を通じてスマートフォン、タブレット市場を事実上支配している米アップルと、「Galaxy シリーズ」によって同分野で成長著しい韓国サムスは、世界中で訴訟合戦を行っている。本件はそれら世界的な訴訟合戦のなかの日本における訴訟のひとつである。

具体的には、名称を「メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作」とする発明についての特許権（特許第4204977号）を有する原告（米アップル）が、被告ら（韓国サムスの日本法人）が輸入、販売等する別紙被告製品目録記載1ないし8の各製品と「K i e s」というソフトをインストールしたパーソナルコンピュータとの間で、保存してある楽曲ファイルのシンクロを行うことが（被告方法）、上記特許権を侵害するとして、被告らが被告製品を輸入、販売等する行為が同特許権の間接侵害（特許法101条5号）に当たると主張して、被告らに対し、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金の一部請求として、連帯して1億円及びこれに対する訴状送達の日（平成23年9月1日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2. 本件特許（特許第4204977号）の構成要件

本件発明1（請求項11）の構成要件

3. 被告製品の構成

4. 主な争点

- (1) 構成要件G1及びG2の充足性
- (2) 被告各製品を輸入、販売等する行為が特許法101条5号の間接侵害に該当するか否か

5. 裁判所の判断の要旨

- (1) 本件発明の意義
- (2) 本件発明における「メディア情報」の意義
- (3) 争点(1)ウ(イ) 「ファイルサイズ」による比較について
- (4) 争点(1)ウ(ウ) 比較されるべき「メディア情報」の範囲について
- (5) 争点(2) 被告各製品を輸入、販売等する行為が特許法101条5号の間接侵害に該当するか否か

(以上全 11 ページ)